平成２１年（フ）第２００７号
北海道千歳市北斗１丁目19番12号
債務者　天満　佳代（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１０号
札幌市手稲区西宮の沢１条４丁目12番８号
ノール西宮の沢101号
債務者　大滝しのぶ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１６号
札幌市厚別区厚別東２条５丁目24番13号
債務者　北守ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７９号
北海道滝川市黄金町東３丁目１番34号　小林マンション13号室
債務者　菅野由美子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
北海道空知郡上砂川町字鶉95番地２
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
北海道滝川市幸町４丁目３番13号
債務者　土生　志朗
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第３０８号
盛岡市八幡町４番７号
債務者　飯塚　義三
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９２号
盛岡市湯沢東３丁目１番46号
債務者　川崎　順一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９７号
岩手県八幡平市扇畑151番地
債務者　吉岡　律子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３９８号
盛岡市東山１丁目22番６号
債務者　吉田　祥子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４００号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第48地割２番地４
債務者　四日市千秋
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０１号
盛岡市境田町５番25号　コーポ米沢３号
債務者　天沼　盛藏
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０８号
盛岡市東山１丁目11番23―311号
債務者　髙橋ともみ
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１３号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字風林42番地262
債務者　菊池　　織
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１４号
岩手県紫波郡矢巾町流通センター南４丁目14番10号
債務者　小林　良之
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１５号
盛岡市西青山２丁目８番43号
債務者　福士恵美子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２７号
栃木県真岡市熊倉２丁目８番地４　グリーンヒル502号
債務者　林田　松子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第２８号
栃木県真岡市寺内1163番地３　柳田住宅
債務者　仙波　トシ
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部